

林業事業体等から事前に寄せられたご意見・ご質問に対する回答

1. 当局管内で発注する造林・生産事業における発注時期、事業期間、事業量、その他発注に関するご意見・ご要望等

- (1) ・造林・生産事業とも、作業期間を長くみてほしい。
・事業量に合わせて、余裕をもった事業期間を確保していただきたい。

事業期間については、事業内容を考慮した適切かつ効果的な期間の設定を図っているところであります。引き続き事業期間の確保に有効な早期発注を行い、事業地の積雪状況を踏まえながら、最大限の期間を確保できるよう取り組んでまいります。

- (2) 入札案件数を増やしてほしい（間伐、皆伐、混合契約等）。

国有林の伐採については、国有林野施業実施計画に沿って生産事業と立木販売のいずれかの方法で進めているところであります。ご要望は、立木販売の箇所を増やすことかと思われませんが、地域の森林資源の状況も考慮しながら、立木販売に適した箇所については今後も積極的に販売を計画するよう努めてまいりますので、入札のご参加のご検討をお願いいたします。

- (3) 4～6月は全体的に行政の入札等が少ないため、この時期に施業できる内容の案件を出してもらえると、年間のスケジュールが立てやすいのでお願いしたい。また、事業規模によるランク分けがされている案件、されていない案件のすみ分けを教えてください。

早期発注により事業者の皆さまの年間事業計画が立てやすくなるのご意見はこれまでも多くいただいておりますので、当局では引き続き、原則、4月までに入札が実施できるよう取り組んでまいります。また、翌年度の発注予定情報に関しては、1月下旬ごろより近畿中国森林管理局ホームページ上で随時公表しているほか、登録することにより一般競争入札に関する情報を受けられる「お知らせメール」も行っておりますので、ご利用ください。

また、造林・素材生産事業の発注は、「競争参加者の資格に関する公示」（局ホームページ参照）等により競争参加資格の等級（ランク）区分を定めて実施しておりますが、地域の事業者の状況や過去の応札状況により競争性の確保が困難と判断される場合や、再公告を行う事業については、全ランクでの入札参加とする場合があります。

- (4) 特にスギ等の人力（機械併用）地拵えが困難で、重機が必要と想定される区域は設計を重機地拵えとするか、最初から植付区域から外してほしい。

地拵の計画にあたっては、発注前の現地踏査により計画箇所の確認を徹底し、その適否を適切に判断するよう署（所）へ指導を行ってまいります。

あわせて、伐採作業においては、その後の再造林（地拵、植付）を考慮して末木枝条等の処理を実施する必要があることから、その点についても伐採事業者へ協力を要請してまいります。

(5) 入札時の現地案内を実施してほしい。特に生産事業は工期も長く、車両も頻繁に通行するので地域性が関係する部分もある。また、国民の財産を管理するにあたり、その作業を請け負う者を決めるのに現場も見ずに応札できること自体が問題であり、公平性とは違うと思う。

当局においては、閲覧図書等のみでは入札参加希望者に署（所）の意図する内容が十分伝わらない恐れがあると考えられる場合は、署（所）の判断により日時を決めて現場説明会を行うこととしておりますので、現地の状況に応じて必要な説明を適切に行うよう署（所）を指導してまいります。

また、現場説明会を実施しない場合であっても、入札参加希望者が現地を把握しておらず、現地までの案内を希望した場合は、事業地までの案内を行うこととしています。

(6) 請負事業（生産）実施において、中間土場、トラック搬出道等が私有地である場合の対応（署の担当者、監督員）について、土地所有者の気持ちを損なわないような柔軟な対応をしていただきたい。（例えば、借地の工期延長（1か月位）の話がうまく進んでいても、最後の詰めのところ駄目になったことも。）

生産請負事業においては、署（所）が発注者となるため、事業に関係する中間土場等については、署（所）が交渉することとなります。当初事業期間外の延長期間においても交渉は署（所）が行いますが、交渉相手方の事情等により引き続き借り受けできない場合も発生しております。今後も事業の円滑な実施に向けて最善の対応となるよう努めてまいります。場合により状況が変わる場合がありますことをご理解願います。

(7) 燃料費や機械器具費（機械本体や修繕費、消耗品費等）の高騰、人件費の上昇（最低賃金）に加え、事業地までの距離が長く、補修や設置物（敷鉄板や碎石、大型土のう等）が必要な手間のかかる事業地が多く発注されてくると思われる。そうした状況での発注について、しっかりと設計（現場主義）をしていただきたい。

当局の生産請負事業においては、人件費や機械器具に係る燃料費等については、毎年現況に応じて見直しを行っているところです。

発注事業の中には、ご質問のあったように手間のかかる事業地もある場合があります。その場合は、敷鉄板等の想定される資材や工程については最善の現場設計となるよう努めてまいりますのでご理解をお願いいたします。

なお、事業実行において設計の変更が生ずる場合は契約の変更を行いますので、監督職員へ協議をお願いいたします。

(8) 森林作業道について、設計基準があることは十二分に承知しているところであるが、作設にあたっては将来の森林管理に活用することを念頭に、事業体を指導いただきたい。

森林作業道については、森林作業道作設指針及び森林作業道作設仕様書により作設いただいて

いるところ。また、ご指摘のあったとおり、森林作業道については将来の森林管理において継続的に使用するものであることから、当局においても引き続き署（所）の監督職員のスキルアップに努めてまいりますので、今後も作設指針等に基づき適切に作業を行っていただきますようお願いいたします。

- | |
|--|
| <p>(9)・立木公売の1入札に対してha(ヘクタール)数を大きくしていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none">・東紀州地域における立木販売（分収育林）の最低価格を見直していただきたい。（原木の現状価格を鑑みて最低価格の引き下げをお願いしたい）・立木公売に係る場所は、できるだけ搬出の便利なところ（山の深部でなく）で、出材経費が最低限に押さえられるところをお願いしたい。・搬出期間は長期設定を希望したい。また、搬出期が10月から3月くらいに搬出できるように、入札の時期を早めに設定していただきたい。（4月から8月） |
|--|

国有林の皆伐面積については、その公益的機能を維持するため、分収林を除き、5ha以下に制限されていますのでご理解をお願いいたします。

立木販売の価格については、引き続きその時点の市況等を反映しながら、適切な価格となるよう努めてまいります。

また、立木販売箇所については、国有林野施業実施計画に基づき、搬出条件も考慮しつつ伐採箇所を選定しておりますが、分収育林の伐採箇所は、契約された箇所を計画満了時期に合わせて公売することから、箇所の変更はできないことをご理解願います。

搬出期間においては、公売に付す多くの物件において、設定できる最大期間の36ヶ月を設定しております。入札時期については、いただいたご意見も勘案しながら適切に実施できるよう署（所）を指導してまいります。

2. 林業成長産業化の支援のため、国有林野事業に期待・要望すること

(1) 造林作業の植付本数を減らしていく方向ですが、試験的に ha 当り 3000 本等の箇所も作ってみたいと思います。理由としては、苗代以外は造林費用が大きく変わらないのではないかと、皆伐時の差はないと思いますが、利用間伐時に収穫量に差が出る（材積当りの搬出コストは下がる）のではないかと思う点である。A材は大きく値上がりすることはないが、B・C材は今後も需要が増えると考え、多く植えるのもアリなのではと考える。

当局では、平成 15 年度より、保安林において指定施業要件で植栽本数が定められている場合を除いておおむね 2,000 本/ha 植栽を標準としているところです。また、主伐による販売収入で再造林経費が賅えないことから、伐採から再造林、保育までの収支をプラスに転換する「新しい林業」を展開するために更なる低コスト化を図るべく実証に取り組んでいるところです。このような状況のなか、ご意見にある 3,000 本/ha の植付は現実的ではないと考えております。

(2) 原木の流通量は年々減少してきている。原木需要増加のためにも、積極的な主伐、立木公売をお願いしたい。

主伐、立木販売にあたっては、国有林野施業実施計画に基づき箇所選定を行っているところです。ご指摘の地域においては、国有林の状況を踏まえ、公益的機能の発揮や林地の保全上可能な主伐箇所を選定していることについてご理解をお願いいたします。

(3) 兵庫県と近隣地域でのシステム販売の競争が激しくなっている。バイオマス発電への需要の過密が一因と思われるが、大きな需要に対する、国有林等供給側でも、特定地域強化の方針で臨んでいただきたい。

システム販売は、需要の拡大が必要な一般材及び低質材の計画的、安定的な供給を通じて、地域における安定供給体制の整備や木材の新たな需要の拡大、需要者における加工・流通の合理化等に資することを目的としており、その実施にあたっては、こうした目的を達成するために設けられた審査基準に基づき、申請者の皆様の企画提案を審査・評価しているところです。

また、販売物件は、国有林野施業実施計画に沿って検討しており、地域の森林資源の状況により制約を受けることをご理解願います。

(4) 国有林でもコウヨウザンの試験地を作ってほしい。

当局としてもコウヨウザンが、早生樹として注目されていることは認識しているところであり、国有林 2 箇所（岡山森林管理署赤滝国有林、三重森林管理署鍛冶屋又国有林）で植栽し試験を行っています。今後も引き続き、気候、植栽密度及び保育作業（枝打ちの有無）の違いによる生育状況の違い等に関する調査・検証を行っていく予定です。

- (5) 1 早生樹育成の生育データの公表と生産木の利活用の状況について研究・調査
2 スギ・ヒノキ列状間伐と列間における早生樹の試験植栽についての研究・調査
など、いわゆる通常のスギ・ヒノキ植栽と早生樹の混植によるハイブリッド林業（新しい林業の形）の研究・調査とその可能性について、組織力を生かして取り組んでいただきたい。

当局で行っている早生樹の植栽試験に係る生育状況については、ホームページ上で公表しており、今後もこの取組を行ってまいります。また、植栽した早生樹を伐採し利用した取組はまだない状況です。

「ハイブリッド林業」が何を指すのか定かではありませんが、当局では兵庫森林管理署^{ふだらくやま}札楽山国有林において早生樹センダンとヒノキを混植する試験を行っています。当該試験地の3年目の経過報告については、ホームページ上で3月末に公表する予定です。

3. その他

(1) 地拵え～下刈りが上がるまでなどの長期での入札案件があると、より良い山が作られると思う。

現在、生産・造林一貫事業では複数年にわたる事業を実施していますが、地拵え～下刈りといった造林事業のみの複数年事業は、作業地の点在やまとまった規模の確保が困難であるなど当局の事情もあり、現在は実施しておりません。ご意見については今後検討してまいります。